

非居住者に係る扶養控除等の適用の 厳格化

(担当 加瀬)

(1) 概要

近年わが国は人手不足が深刻な問題となっており、外国人を従業員として雇っている企業も少なくありません。

外国人が日本で給与等を得た場合には、日本の所得税が課されますが、その外国人への給与の支払い時や、年末調整などの際に、扶養親族等の数を過大に申告するケースが相次いだため、平成28年1月1日以後に支払われる給与については、非居住者である親族について扶養控除や配偶者控除の適用を受ける場合には、その親族に係る「親族関係書類」や「送金関係書類」を給与支払者に提出又は提示しなければならないこととし、これらの書類の提出がない場合には、扶養控除等の適用は認めないこととされました。

(2) 必要書類

手続	控除の種類	必要書類	提出時期
源泉徴収の給与等の	扶養控除、配偶者控除、障害者控除	親族関係書類	扶養控除申告書提出時(その年の最初の給与支払時)
給与等の年末調整	扶養控除、配偶者控除、障害者控除	送金関係書類	年末調整を行うとき
	配偶者特別控除	親族関係書類及び送金関係書類	年末調整を行うとき

① 親族関係書類

「親族関係書類」とは、次の(イ)又は(ロ)のいずれかの書類(日本語での翻訳文の用意も必要)で、非居住者である親族が居住者の親族であることを証するものをいいます。

(イ) 戸籍の附票の写しなど日本国又は地方公共団体が発行した書類及び非居住者である親族の旅券(パスポート)の写し

(ロ) 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類(例えば、戸籍謄本、出生証明書、婚姻証明書などが該当し、非居住者である親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限ります。)

② 送金関係書類

「送金関係書類」とは、次の書類(日本語での翻訳文も必要)で、居住者が非居住者である親族それぞれの生活費又は教育費に充てるための支払をしたことを明らかにするものをいいます。

(イ) 金融機関が発行した書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引により居住者から、非居住者の親族への支払いを明らかにする書類(例:外国送金依頼書の控え)

(ロ) いわゆるクレジットカード発行会社が発行した書類又はその写しで、非居住者の親族がそのクレジットカード発行会社が交付したカードを利用して、商品の購入等に対する支払をしたことにより、その代金に相当する額の金銭を居住者から受領し、又は受領することとなることを明らかにする書類(例:クレジットカードの利用明細)

(3) 注意点

送金関係書類については、複数人の非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける場合には、その親族ごとに送金等を行う必要があります。例えば、配偶者と子が非居住者である親族に当たる場合で、配偶者に一括して生活費を送金している場合には、その送金関係書類は配偶者に係る送金関係書類には該当しますが、子に係る送金関係書類には該当しません。

また、原則として、扶養控除等の適用を受ける年に送金等を行った全ての書類を提出又は提示する必要があります。

(4) 終わりに

上記の改正に伴い、扶養控除等申告書に非居住者である親族に関する欄が追加されました。この欄に非居住者である親族に関する記載がある場合には、給与支払者は上記(2)の必要書類の確認をしなければなりません。「親族関係書類」ひとつを取っても多種多様な様式になりますので、マイナンバーの取り扱いに加え、給与事務担当者の事務負担の増加が懸念されます。

また、必要書類が揃わなかった場合には、扶養控除等の適用は出来ない旨を従業員に周知するなど、会社として組織的に対応していく必要があります。

詳しい取り扱いや、必要書類の具体例については、国税庁ホームページに国外居住親族に係る扶養控除等Q&A等が記載されておりますので、ご参照下さい。

(<https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/kokugai/index.htm>)